

平成27年3月末までの消費税転嫁対策の取組状況について

平成27年4月13日
経済産業省

平成26年4月1日の消費税率の引上げを踏まえ、経済産業省では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、公正取引委員会とも連携して、①監視・取締り対応の強化策、②広報・事業者からの相談対応の強化策を一体的に実施し、転嫁拒否の未然防止、違反行為への迅速な是正を行っている。

今般、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)により、消費税率の引き上げ時期が1年半延期されたところであるが、消費税転嫁対策の重要性にかんがみ、引き続き、転嫁対策に万全を期していく。

このため、平成27年度においても、積極的な情報収集をして違反行為に対する監視・取締りを行っていくため、大規模な書面調査を引き続き実施し、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処していく。また、転嫁拒否行為は違法との認識を浸透させ、転嫁拒否行為を未然に防止するための広報活動の実施や事業者からの相談窓口を引き続き設置するなど、監視・取締り及び広報・相談対応により、消費税転嫁対策に取り組んでいく。

消費税転嫁対策特別措置法が施行された平成25年10月1日から平成27年3月末までの主な転嫁対策の取組状況については、以下のとおり。

(1) 監視・取締り対応の取組

① 転嫁拒否行為等についての調査部署の設置

- ・経済産業省は、転嫁拒否行為等に対して迅速かつ厳正に対処することを目的として、平成25年10月2日、中小企業庁及び全国の経済産業局等に「消費税転嫁対策室」を設置。
- ・全国に配置された消費税転嫁対策調査官(転嫁Gメン)が転嫁拒否行為等の監視・取締りを実施。

② 特定事業者(買手側)の転嫁拒否行為に対する監視・取締り

- ・特定事業者(買手側)の転嫁拒否行為に対する監視・取締りを実施。平成27年3月末までの累計で、指導を1,728件、措置請求を3件、勧告・公表を19件実施(公正取引委員会との合算。措置請求は中小企業庁、勧告・公表は公正取引委員会が実施。詳細は別紙)。
※措置請求の3件は、平成26年9月に公正取引委員会より勧告・公表が行われている。
- ・消費税転嫁特措法に基づく事前調査や立入検査において、下請代金法上の違反(書面未交付、受領拒否、割引困難手形の交付等)を発見した場合には、下請代金検査官に迅速に通知し、下請代金法による徹底した取締りを行う。

③ 消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査の実施

- ・消費税の転嫁状況を定期的に把握するため、平成26年4月より、事業者に対して転嫁状況に関するアンケート調査を毎月実施。平成27年3月調査(書面調査)の結果について、平成27年4月1日(水)に公表。

- ・平成26年4月の調査との比較では、事業者間取引では、「全て転嫁できている」と回答した事業者は、79.0%（平成26年4月調査）から85.3%（平成27年3月調査）と+6.3pt、消費者向け取引では、69.3%（平成26年4月調査）から76.9%（平成27年3月調査）と+7.6ptとなっており、平成26年4月の消費税率引き上げ後、1年が経過し「全て転嫁できている」と回答した事業者の比率は高くなっている。

【3月調査の結果概要】（実施期間：平成27年2月25日～3月10日、回答数：9,813者）

- 転嫁状況について、事業者間取引では85.3%、消費者向け取引では76.9%の事業者が「全て転嫁できている」と回答し、平成27年2月の同調査と比較して、それぞれ+0.2pt、+0.7ptだった。「全く転嫁できていない」と答えた事業者は、事業者間取引では3.2%、消費者向け取引では4.2%で、平成27年2月の同調査と比較して、それぞれ±0.0pt、+0.1ptだった。
- 事業者間取引における転嫁できた理由としては、「以前より消費税への理解の定着」が最も多く68.7%。「本体価格と消費税額を分ける」が20.8%、「転嫁特措法等による取締り強化」が8.5%。
- 消費者向け取引における転嫁できた理由としては、「消費者において、消費税率引き上げの意義等に対する理解が浸透」が最も多く66.9%。「本体価格と消費税額を分けることによる反発緩和」が25.4%。

④消費税の転嫁拒否等に関する大規模な調査を実施（公正取引委員会と合同）

- ・平成25年度において、公正取引委員会と合同で15万件の書面調査を実施。
- ・平成26年度において、公正取引委員会と合同で取引の売手側である中小企業・小規模事業者等（約400万者）及び個人事業者（約350万者）に対して、書面調査を実施。
- ・個人事業者を含め、立場の弱い小規模事業者に対しても広く調査票が行き渡るよう、商工会、商工会議所、都道府県中小企業団体中央会等を通じて配布。
- ・公正取引委員会と合同で、大規模小売事業者及び大企業等（資本金1億円以上の買手側事業者）に対し、取引先事業者に対して消費税の転嫁拒否等の行為を行っていないかを把握するため、書面調査を実施。

⑤転嫁Gメンによるパトロールの実施

- ・転嫁Gメンが総合スーパー、食品スーパー、ディスカウントショップ、ドラッグストア、ホームセンター、商店街等、計13,904件（平成27年3月末現在）を順次訪問。
- ・小規模事業者が普段から接しているのは商工会、商工会議所の経営指導員であることを踏まえ、転嫁Gメンと経営指導員等との顔の見える関係を築き、小規模事業者等が日頃から直面している悩みや課題について、迅速・率直に情報交換できるような人的ネットワークを構築。平成27年3月末までに計2,524件を訪問。
- ・信用金庫、信用組合に対する訪問を平成27年3月末までに計747件実施。
- ・商工会、商工会議所が実施する消費税転嫁セミナーや消費税転嫁円滑化フォーラムなどの各セミナーに転嫁Gメンが参加し、中小企業・小規模事業者に対して転嫁Gメンの活動の紹介や相談対応等を実施。

⑥特定事業者（買手側）への転嫁円滑化の徹底

- ・業種別の下請取引適正化ガイドラインに関して、消費税の円滑かつ適正な転嫁の順守を位置付ける等の改訂を実施。
- ・下請取引適正化ガイドラインの説明会（平成27年3月末までに379回開催。）、並びに、特定事業者の契約業務を担当・管理する者等を対象とした「消費税転嫁対策特別講習会」（平成27年3月末までに201回開催。）等を活用して、業界団体・企業等に対する周知を徹底。

⑦業界団体・事業者に対する要請

- ・平成25年11月に、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名で、約20万の事業者及び関係業界団体を対象に消費税転嫁対策特別措置法の遵守の徹底を求める要請文書を発出。
- ・平成25年度に実施した書面調査の結果を踏まえ、平成26年1月に建設業、製造業及び卸売業・小売業に係る業界団体（計575団体）に対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底を求める要請文書を発出。
- ・平成25年11月及び平成26年10月に、約20万の事業者に対し、下請取引の適正化について要請する際に、消費税の転嫁拒否等の行為を行わないよう要請する文書を発出。
- ・全国・地方の所管団体や企業等（約1,000の団体・企業等）に対し、消費税の円滑かつ適正な転嫁の実施に係る要請を実施。
- ・公正取引委員会による勧告を受けた事業者の所管業界に対して、消費税転嫁対策特別措置法の法令遵守について要請文書を発出。

（2）広報・相談対応の取組

①広報対応

- ・平成27年2月に「中小企業・小規模事業者経営力強化フォーラム」として消費税転嫁の重要性の理解等を目的としたフォーラムを独立行政法人中小企業基盤整備機構主催で実施（東京、名古屋、大阪）。
- ・平成26年11月の「下請取引適正化推進月間」にあわせ、消費税転嫁と企業間取引の適正化をテーマとした下請取引適正化推進シンポジウム・セミナーを全国8会場で実施。また、全国紙及び地方紙において、消費税の円滑な転嫁に関する相談窓口（下請かけこみ寺）についての広告を掲載。
- ・消費税転嫁対策に関する分かり易い手引き及びマニュアルを作成し、中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布（約109万部を配布済）。
- ・消費者に税率引上げ分の負担を御理解いただくためのポスターや事業者に適正な転嫁を呼びかけるポスターを作成し、中小企業団体や業界団体を通じて、全国の事業者へ配布（約18万部（事業者向け：約5万部、消費者向け：約13万部）を配布済）。
- ・消費者を始めとした国民の皆様は消費税率引上げの理解促進のための啓発イベント（「全国商店街キャラバン～語ろう、くらしと消費税～」）を、多くの消費者が集まる地域の商店街で平成26年5月までに計49回開催済。
- ・経済産業省、各経済産業局において垂幕を掲示し、事業者に対する転嫁要請、消費者に対する消費税率引上げ分の負担を御理解いただくよう広報を実施。
- ・消費税円滑化フォーラムを開催し、円滑な消費税の転嫁に向けた事業者・業界団体

の自主的な取組事例等をPRし、事業者等の前向きな取組を促進（平成26年2月～4月の間に、全国9箇所で開催）。

②事業者からの相談対応

- ・ 中小企業4団体において相談窓口を設置（2,328箇所）し、平成27年2月末までに約132万件の相談対応を実施。
- ・ 中小企業団体や国が認定する支援機関において転嫁対策に関する講習会等を平成27年2月末までに16,871回実施、約37万人が参加。
- ・ 中小企業・小規模事業者の取引上の悩みに関する相談窓口である下請かけこみ寺において、消費税の転嫁に係る取引上の相談にも対応。
- ・ 平成26年4月1日の消費税率引き上げ時に集中する相談に対応するため、平成26年3月、4月には平日に加え、土曜日、日曜日にも電話相談を受け付けるなど相談対応を強化し実施。
- ・ 中小企業庁では、WEB上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置し、広報用リーフレットの配布等を通じた周知を実施。消費税の転嫁に関する相談の際に利用が可能。また、電話での相談も受け付けている。

申告情報受付窓口URL <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>
電話番号 03-3501-1502